

大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関
設備整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 府は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新興感染症（以下これらを合わせて「新興感染症」という。）の発生時に速やかに医療提供体制を確保するため、予算の範囲内において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3に基づき、第36条の2第1項第1号の措置（以下「病床確保」という。）又は同項第2号の措置（以下「発熱外来の実施」という。）を含む協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関（以下、「協定締結医療機関」という。）が新興感染症発生時に備えて実施する設備の整備に対し、大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関設備整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、協定締結医療機関が、新興感染症発生時に、協定に基づく病床確保又は発熱外来の実施を速やかに履行できるよう、次に掲げるもののうち、必要な設備の整備（新規購入及び増設に限るものとし、既存設備の更新は除く。また、過去に新型コロナウイルス感染症対策として、府から補助金を受けた実績がある種類の設備を除く。）を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な範囲の簡易陰圧装置
- (2) 病床確保又は発熱外来の実施に係る協定締結医療機関として必要な範囲の検査機器（PCR検査装置）
- (3) 病床確保又は発熱外来の実施に係る協定締結医療機関として必要な範囲の簡易ベッド
- (4) 発熱外来の実施に係る協定締結医療機関として必要な範囲のHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、知事が定める日時点において、府との協定を締結している医療機関のうち、知事が認める者とする。

(補助基準額及び補助対象経費)

第4条 補助基準額及び補助対象経費は、別表第2欄に掲げる数量の範囲内における、第3欄及び第4欄に定める額及び経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる設備の種類ごとに第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と補助事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の合計を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第4条第1項による申請は、知事が定める日までに、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、申請することができる。

- （1）交付申請書（様式第1号）
- （2）要件確認申立書（様式第1号の2）
- （3）暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- （4）その他知事が必要と認める書類

（経費配分の軽微な変更等）

第7条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の配分変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減額を伴う事業内容の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、申請することができる。

- （1）経費配分（内容）変更承認申請書（様式第2号）
- （2）その他知事が必要と認める書類

4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出することにより、申請することができる。

（規則第6条第2項の規定による条件）

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

（1）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（2）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

（3）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後におい

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、第 12 条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 4 号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。
- (9) 新興感染症発生時に、知事から協定に基づく発熱外来の実施に係る要請を受けた際は、府が正当な理由があると認める場合を除き、速やかに協定の内容を履行しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 7 条の規定による通知を受領した日から起算して 10 日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して 30 日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、インターネットを利用することにより行わなければならない。ただし、当該報告をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、次の書類を提出することにより、報告することができる。

- (1) 実績報告書（様式第 5 号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(取得財産の処分制限)

第 12 条 規則第 19 条第 4 号の規定により知事が定める財産の種類は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に準ずるものとする。

(検査)

第 13 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助対象事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ、補助対象事業者はこれに応じ、報告、関係書類等の提出若しくは職員への開示又は質問への回答等を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、補助対象事業者が、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合
- (2) 補助金に関する手続き等において不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (3) その他規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、補助対象事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

3 知事は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助対象事業者は、規則第 17 条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。

5 知事は、補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助対象事業者に通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 15 条 知事は、補助対象事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(補助対象事業者名等の公表)

第 16 条 知事は、補助対象事業者が第 14 条第 1 項各号に該当すると認める場合において、規則第 5 条に基づく交付の決定を行わないこととした（以下「不交付決定」という。）とき又

は第 14 条に基づく交付決定の取消しを行ったときは、次に定める事項を公表することができる。

- (1) 補助対象事業者の名称、所在地及び法人等の場合は代表者名
- (2) 不交付決定又は交付決定の取消しを実施した日
- (3) 不交付決定又は交付決定の取消しに係る金額
- (4) 不交付決定又は交付決定の取消しの原因
- (5) 第 14 条第 3 項の規定により返還命令を行っている場合は、その金額及び返還状況

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 8 月 26 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 補助対象設備	2 補助基準額	3 補助対象経費
(1) 簡易陰圧装置 (第 2 条第 1 号)	次に掲げる基準数量に基準単価を乗じた額とする。 基準数量：協定により確保する病床数 ※流行初期期間又は流行初期期間経過後における、重症患者用及び軽症中等症患者用の確保病床数の計のうち、大きい方 基準単価：4,320,000 円/病床	設備を購入するために必要な 需用費（消耗品費）、 備品購入費 ただし、新規購入及び 増設する場合に限る。
(2) 検査機器 (PCR 検査装置) (第 2 条第 2 号)	次に掲げる基準数量に基準単価を乗じた額とする。 基準数量：1 台/施設 基準単価：9,350,000 円/台	
(3) 簡易ベッド (第 2 条第 3 号)	次に掲げる基準数量に基準単価を乗じた額とする。 基準数量：5 台/施設 基準単価：51,400 円/台	
(4) HEPA フィルター 付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) (第 2 条第 4 号)	905,000 円/施設	

※(1)は病床確保に係る協定締結医療機関のみ、(4)は発熱外来の実施に係る協定締結医療機関のみ、(2)及び(3)は、病床確保又は発熱外来の実施いずれかに係る協定締結医療機関が対象となる。

※第 2 欄の基準室数、面積に関わらず、協定の内容を踏まえ、必要な範囲の数量が補助対象となる。

※第 2 欄の補助基準額について、実際の整備数量、単価が基準数量、単価を下回る場合には、実際の整備数量、単価で基準額を算定するものとする。